

【名 称】「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」の解説
【出 所】中国(上海)自由貿易試験区オフィシャルサイト
【発布日】2013.10.15
【全文】

一、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」制定の背景はどのようなものであるか。

中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)の設立は中国共産党中央委員会、国務院が下した重大決定であり、中国共産党第十八回全国代表大会の精神を貫徹し、新情勢下において改革開放を推進する重大な措置である。

2013年7月3日、国務院常務会議において「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(以下「全体方案」という)が審議の上、基本的に可決され、上海市が地方立法を通じて、試行要求に適う試験区管理制度を構築することを明確にした。8月17日、国務院は正式に回答を出し自由貿易試験区の設立に同意した。8月27日、中国共産党中央政治局は会議を招集し、習近平総書記は上海が自由貿易試験区建設の主体責任を負うように求めた。8月30日、全国人民代表大会常務委員会は、国務院に授權して自由貿易試験区においては外資企業法、中外合弁経営企業法および中外合作経営企業法で定める行政審査許可を一時調整することを決定した。9月18日、国務院は正式に全体方案を公布した。

中国共産党上海市委員会、上海市政府の手配に照らして、自由貿易試験区は新たに管理機構を設置して自由貿易試験区の改革任務を具体的に実施し、自由貿易試験区の関連行政事務の統括的な管理および調整を行う。自由貿易試験区の支障なき設立および日常運営を保証するため、「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」を制定して、自由貿易試験区の管理体制および基本管理制度などの事項について明確にする必要がある。

二、「管理弁法」は主にどのような内容を規範化するか。

「管理弁法」は七つの章および一つの付属文書に分けられ、計三十九条である。主に以下の六つの内容を規範化している。

一つ目は、本弁法の制定根拠、適用範囲および自由貿易試験区の区域機能を明確にした。

二つ目は、自由貿易試験区の管理機構およびその職責を明確にした。

三つ目は、自由貿易試験区の投資管理制度を明確にした。

四つ目は、自由貿易試験区の入出国監督管理などに関する制度の革新を示した。

五つ目は、自由貿易試験区の金融革新とリスク防止体制を定めた。

六つ目は、自由貿易試験区の管理の最適化およびサービスに関する措置を明確にした。

三、「管理弁法」の適用範囲はどのようなものであるか。

「管理弁法」は国务院の許可を得て設立した中国(上海)自由貿易試験区に適用される。自由貿易試験区は上海外高橋保税區、上海外高橋保税物流園區、洋山保税港區および上海浦東空港綜合保税區を含み、総面積は 28.78 平方キロメートルである。

四、自由貿易試験区の区域機能はどのようなものであるか。

自由貿易試験区は全面的な改革の高度化および開放拡大の新たな方法の模索、新たな経験の蓄積という重要な使命を負い、模範となって牽引し、国全体のために積極的な作用を発揮する。主に以下の方面における改革を模索する。

一つ目は、サービス業の拡大開放および投資管理体制の改革を推進する。

二つ目は、貿易のモデルチェンジ・グレードアップを推進し、監督管理サービス方式の革新を図る。

三つ目は、金融分野の高度な開放を進める。

四つ目は、国際投資および貿易の規則体系に相応しい行政管理体制を模索確立し、国際化、法治化された商業環境を育てる。

五、自由貿易試験区管理委員会とはどのような性質の機構であるか。どのような管理職責を負うのか。

自由貿易試験区管理委員会は上海市人民政府の出先機関として、自由貿易試験区の改革任務を具体的に実施し、自由貿易試験区関連行政事務の統括的な管理および調整を行う。「管理弁法」に基づき、自由貿易試験区管理委員会は主に以下の九つの職責を履行する。

一つ目は、自由貿易試験区の各種改革試行任務の推進実施に責任を負い、自由貿易試験区の発展計画および政策措置を研究提起、組織実施し、自由貿易試験区関連行政管理制度を制定する。

二つ目は、自由貿易試験区内の投資、貿易、金融サービス、国土計画、建設、緑化都市景観、環境保護、労務人事、食品薬品監督管理、知的財産権、文化、衛生、統計などに関する行政管理作業に責任を負う。

三つ目は、工商、品質監督、税務、公安などの部門の自由貿易試験区における行政管理作

業を指導し、税関、検査検疫、海事、金融などの部門の自由貿易試験区における行政管理作業を調整する。

四つ目は、安全審査、独占禁止審査の関連作業を担当する。

五つ目は、自由貿易試験区内の総合的な法執行作業に責任を負い、自由貿易試験区内の都市管理、文化などの領域の行政法執行を組織し実施する。

六つ目は、自由貿易試験区内の総合サービス作業に責任を負い、自由貿易試験区内の企業および関連機関のために指導、コンサルティング並びにサービスを提供する。

七つ目は、自由貿易試験区内の情報化建設作業に責任を負い、自由貿易試験区の監督管理情報の共有体制とプラットフォームを構築し、適時に公共情報を発布する。

八つ目は、自由貿易試験区内の産業配置および開発建設活動を統括的に指導し、自由貿易試験区内の重大投資プロジェクト建設を調整し推進する。

九つ目は、上海市政府が与えるその他の職責を負う。

この他にも、元の上海外高橋保税區管理委員会、洋山保税港区管理委員会、上海総合保税區管理委員会がそれぞれ責任を負っていた関連行政事務は、まとめて管理委員会が担当する。

管理委員会が担当する行政審査許可事項、具体的な管理事務については、「管理弁法」の付属文書において明確にしている。

六、 管理委員会の総合法執行機関はどのような行政処罰権を持つか。

「全体方案」に基づき、自由貿易試験区は集中統一的な市場監督管理総合法執行体制を構築する。このため、「管理弁法」は、管理委員会総合法執行機関が三つの方面に関する行政処罰権を行使することを明確にした。

一つ目は、都市管理領域、文化領域の行政処罰権、および行政処罰権に関する行政強制措置権と行政検査権を集中的に行使する。

二つ目は、これまで上海市国土計画、建設、住宅保障家屋管理、環境保護、民間防衛、人的資源社会保障、知的財産権、食品薬品監督管理、統計部門が法律、法規ならびに規則に従って行使していた行政処罰権、および行政処罰権に関する行政強制措置権と行政検査権を集中的に行使する。

三つ目は、上海市政府が決定するその他の行政処罰権を行使する。

管理委員会総合法執行機関が集中的に行使する具体的な行政処罰権については、「管理

弁法」の付属文書において明確にしている。

七、 自由貿易試験区はいずれのサービス業分野で更なる開放拡大を進めるか。

自由貿易試験区は「全体方案」に基づいて金融サービス、運輸サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービスなどの分野で開放を拡大し、投資者の資格要求、持分比率制限、経営範囲制限などの参入規制措置を一時停止または取り消す。サービス業の開放拡大には段階的な模索と高度化が必要であることを考慮し、「管理弁法」は、自由貿易試験区は先行試行の推進状況および産業発展の必要に応じて、開放を拡大する分野、試行内容および関連制度の革新措置を継続的に模索することを明確にした。

現在のサービス業開放に関する具体的な措置については、既に「全体方案」の付属文書「中国(上海)自由貿易試験区サービス業開放拡大措置」において明確にしている。

八、 自由貿易試験区の外商投資管理についてはどのような新制度があるか。

自由貿易試験区改革の一つの重要な措置として、国際通用規則を参考に、自由貿易試験区内の外商投資に対し参入前内国民待遇を実施し、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)管理方式を実施することである。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)は、外商投資法律法規、「全体方案」、「外商投資産業指導目録(2011年改正)」などを根拠とし、自由貿易試験区内での外商投資プロジェクトおよび外商投資企業設立に対し講じる内国民待遇などとは異なる参入措置を列記した。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野については、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に変更する。ただし、国内投資プロジェクトは認可のままとする旨國務院が規定している場合は除く。外商投資企業契約・定款を審査許可から届出管理に変更する。

現在、上海市政府は「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)」「滬府発[2013]75号」、「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」(滬府発[2013]71号)および「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」(滬府発[2013]73号)を制定、公布済みである。

九、 自由貿易試験区の国外投資管理についてはどのような新制度があるか。

国外投資の利便化を高めるため、自由貿易試験区は国外投資管理方式を改革し、自由貿易試験区内企業の国外投資設立企業については、届出制を主とする管理方式を実施し、国外投

資一般項目については届出制を実施する。

現在、上海市政府は「中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法」(滬府発[2013]72号)および「中国(上海)自由貿易試験区国外投資設立企業届出管理弁法」(滬府発[2013]74号)を制定、公布済みである。

十、自由貿易試験区の工商登記管理についてはどのような新制度があるか。

「全体方案」は、自由貿易試験区内の工商登記を商事登記制度改革と関連付け、登記手続きを徐々に最適化することを明確にした。本年3月に公布された「国务院の機構改革および職能轉換方案」では、工商登記制度改革、登録資本払込登記制の引受登記制への変更、「営業許可証取得後の許可取得」管理方式の実施を求めている。

このため、「管理弁法」は工商登記の面で以下の改革措置を定めた。

一つ目は、登録資本引受登記制を実施する。会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出资方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載する。ただし、法律、行政法規で特定企業の登録資本登記について別途規定がある場合は除く。会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負い、自己の引き受けた出資額または持分を限度に会社に対し責任を負う。工商部門は会社の登録資本を登記し、会社の払込資本を登記しない。

二つ目は、「営業許可証取得後の許可取得」の登記制を実施する。自由貿易試験区内で営業許可証を取得した企業は、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。許可が必要な生産経営活動に従事する場合、営業許可証取得後に主管部門に対し申請することができる。法律、行政法規で企業設立に申告許可が必要と定められている場合、営業許可証の申請前に法に従って許可手続きを行わなければならない。

現在、国家工商総局は自由貿易試験区の発展を支持するため、既に「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見」(工商外企字[2013]147号)を公布済みである。

十一、自由貿易試験区の出入国監督管理についてはどのような制度革新および利便化措置があるか。

自由貿易試験区の監督管理サービス方式革新に関する要求を示すため、「管理弁法」は「全体方案」に基づき、「第一線開放」、「第二線の安全且つ高効率な管理」を原則として、自由貿易試験区の出入国監督管理措置に対し規定を設けた。主に以下の内容が含まれる。

一つ目は、自由貿易試験区と国外の間の貨物の出入りについては、自由貿易試験区内企業が輸入船積書類情報に基づき貨物を区内へ先行搬入した上で、入国届出手続きを行うことを認める。

二つ目は、自由貿易試験区と国内区外との間の貨物の出入りについては、出入口のインテリジェント化識別、電子情報ネットワーク管理方式を実施し、リスト照合、手帳管理、出入口管理貨物の実証の監督管理制度を整備する。

三つ目は、自由貿易試験区内企業が貨物を区外に搬出する前に、自ら時間を指定して検査申請を行うことを認める。

四つ目は、貨物状態分類監督管理方式を推進する。自由貿易試験区内の保税倉庫保管、加工などの貨物については、保税貨物状態に基づき監督管理を行う。自由貿易試験区の通関を通じて輸出入または国際積替を行う貨物については、通関貨物状態に基づき監督管理を行う。自由貿易試験区内に搬入された特定の国内貿易貨物については、非保税貨物状態に基づき監督管理を行う。

五つ目は、「一回申告、一回検査、一回通関」方式を推進する。

六つ目は、自由貿易試験区内貨物の流通手続きを簡素化し、「集中申告、自主輸送」の方式に基づき、自由貿易試験区内企業間の貨物の流通を推進する。

十二、自由貿易試験区の金融革新についてはどのような措置があるか。

「全体方案」は、金融分野における開放革新の高度化、金融制度改革の加速、金融サービス機能の強化を提起している。「管理弁法」は「全体方案」に基づき、金融革新における以下の四つの措置を明確にした。

一つ目は、資本項目の兌換自由化であり、自由貿易試験区は資本項目の兌換自由化を実施し、リスクがコントロールできる前提の下、口座毎に計算する方式により、業務および管理方式を新しくする。

二つ目は、金利の市場化であり、自由貿易試験区において実体経済の発展に適応した金融機関による価格自主決定メカニズムを育成し、徐々に金利の市場化改革を推進する。

三つ目は、クロスボーダー人民元利用であり、自由貿易試験区内機構のクロスボーダー人民元決済業務を事前許可段階から切り離す。自由貿易試験区内企業は自己の経営上の必要に応じて革新的なクロスボーダー人民元業務を実施し、クロスボーダー人民元利用の利便化を実現できる。

四つ目は、外貨管理においてであり、自由貿易試験区発展の必要に適応した外貨管理体制

を構築し、貿易投資の利便化を推進する。

十三、自由貿易試験区の総合管理およびサービスの強化についてはどのような措置があるか。

「全体方案」の要求に基づき、自由貿易試験区は政府職能の転換を加速し、政府管理方式を改革革新し、政府管理における事前審査許可から中間過程、事後の監督管理への重点移行を推進しなければならない。このため、「管理弁法」は総合管理およびサービスの強化、管理手順および管理制度の最適化について以下のいくつかの点で規定を設けた。

一つ目は、行政の透明化を高める。管理委員会および関係部門が職務履行過程において作成または取得した政策内容、管理規定、取扱手順および規則などの情報は、企業からの照会の利便を図るため、公開、透明化しなければならない。自由貿易試験区に関する政策措置、制度規範を作成、調整する過程においては、自由貿易試験区内企業に対して積極的に意見募集を行わなければならない。

二つ目は、手続き手順を簡素化し、「ワンストップ受理」の業務体制を構築する。外商投資プロジェクト認可(届出)および企業設立(変更)については、「ワンリスト申請、ワンストップ受理」を実施し、工商部門は工商、外資審査許可または届出部門、品質技術監督および税務部門への申請資料をまとめて受領し、部門間のバックグラウンドプロセスを通じて審査許可または届出手続きを完了した後、再び「ワンストップ受理」の窓口から申請者に対し、各種審査許可結果文書または証書をまとめて公布する。企業の国外投資に関する届出については、管理委員会が申請者の提出する申請資料をまとめて受領し、関連文書を申請者へまとめて送達する。

三つ目は、企業年度報告公示制度を実施する。自由貿易試験区内企業は年度毎の所定期限内に、工商部門へ年度報告を送付した上で、社会に対し公表し、如何なる事業者および個人も照会を行うことができる。企業は年度報告の真実性、適法性について責任を負う。

四つ目は、監督管理情報の共有を強化する。管理委員会は自由貿易試験区の監督管理情報共有体制とプラットフォームを組織構築し、税関、検査検疫、海事、金融、発展改革、商務、工商、品質監督、財政、税務、環境保護、安全生産監督管理、港湾運輸などの部門の監督管理情報の相互連絡、交換、共有を実現し、管理過程の最適化、高効率で迅速なサービスの提供、中間過程、事後の監督管理強化のためのサポートを行う。同時に、自由貿易試験区内企業の信用情報記録、公開、共有および使用の制度を構築し、信用保持の奨励と信用失墜懲戒が連動する体制を推進する。

五つ目は、安全審査および独占禁止審査に関する作業体制を構築する。投資プロジェクトまたは企業が安全審査、独占禁止審査の範囲に該当する場合、管理委員会は速やかに安全審査、独占禁止審査の実施を提出する。